

部活動の地域クラブ化に関する業務に係る公募型プロポーザル実施要項

本業務は指導する種目の知識や経験はもとより、中学生を教える指導力、各種事務なども担っていただくことから幅広い知識や豊富な経験を求められるため、広く公募をし、プロポーザル方式により事業者を募集するもの。

1. 業務の目的

部活動については、その教育的役割も認識されているが、少子化に伴い1つの中学校で複数の部活動を維持していくことが困難になりつつある。また、近年、教員の働き方が議論されており、経験のない競技を指導することや長時間にわたって部活に従事することなどが問題となっている。

本市では令和7年1月に「池田市部活動地域移行計画」を作成し、令和10年度内の完全移行に向けて、市内の中学生が多様な文化・スポーツに親しめる場を設けていくとともに、団体が独自で運営できるような体制づくりを目指していく。

2. 業務概要

(1) 業務名

部活動の地域クラブ化に関する業務

(2) 業務内容

別紙仕様書の通り

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務場所

学校運動施設等

※実施場所については各団体の希望や施設の空き状況に鑑み別途調整します

(5) 委託予定年額（事業開始時期によって変動）

【週1回のクラブ】405,304円（最大）※9月に生徒募集し、10月に事業を開始する想定）

【週2回のクラブ】560,608円（最大）※9月に生徒募集し、10月に事業を開始する想定）

※委託額には指導者・管理者に係る費用、保険料、事務手数料、消耗品費など活動に関わる費用一式を含むものとする

※【週2回】の実施団体を11団体程度採用する予算規模感を想定

(6) その他

1団体あたり5名以上の登録者が確保できた時点から委託を開始する。委託開始が遅れた場合の委託料は、個別に調整する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 2022年4月1日から2025年3月31日までの期間、池田市で1年以上活動実績のある文化・スポーツ団体、もしくは1年以上活動実績のある指導者が所属する3名以上で構成された団体とする。なお応募団体の法人格の有無は問わないが営利を目的とする企業の取り扱いについては本要項の「11. 営利企業の取り扱いについて」に準じる。ただし個人での参加は認めない。

- (2) 体系立って運営されている団体であること。（ルールに則った運営が行われ、指揮体系や責任の所在が明確であること）
- (3) 団体もしくは所属する指導者が小・中学生の文化・スポーツ活動の指導経験を1年以上有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (5) この公告の日から受託候補者決定の日までの期間に、池田市から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）に基づく除外を受けていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第2条規廃定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条もしくは第133条の規定による破産の申し立てをした者でないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (10) 個人情報保護法その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、個人情報を適正に保護・管理できる体制が整備されていること。

4. スケジュール

令和7年7月中旬	実施要領等の公表
令和7年7月30日（水）午後6時30分	説明会の実施
令和7年8月8日（金）午後5時	質問提出期限
令和7年8月15日（金）	質問回答期限
令和7年8月22日（金）午後5時	参加表明書及び提案書等提出期限
令和7年9月上旬	選定委員会（書類審査のみ）
令和7年9月上旬	審査結果の公表
令和7年9月下旬から	生徒募集スタート
令和7年10月～	5名確保できた団体より契約締結

※上記日程はあくまで予定であり、変更する場合があります。

5. 募集要項等に関する質問及び回答について

- (1) 質問提出期限
令和7年8月8日（金） 午後5時（必着）
- (2) 提出方法
質問書【様式1】にて電子メールで提出すること。電子メールの件名の先頭に【部活動の地域クラブ化に関する業務委託（団体名）】と必ず記述すること。また、電子メール送信後は必ず電話にて送信の旨を連絡すること。
(提出先アドレス) s-gakusyu@city.ikeda.osaka.jp
(送信連絡電話番号) 072-754-6480
- (3) 質問回答
令和7年8月15日（金）までに本市HP上で公開予定。

6. 参加表明書、提案書等の提出

(1) 提出期限

令和7年8月22日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出先及び提出方法

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 社会教育課(池田市役所5階)へ持参又は郵送。郵送の場合は、提出期限までに**必着**とする。なお、期限までに提出しない者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

(3) 提出書類(別紙のチェック表もご活用ください)

ア. 団体の基本情報【様式自由】

- ☐ 団体の規則などがわかるもの。(会則・規則・会社定款など)
- ☐ 団体の役員や組織の機構がわかるもの。(役員名簿・組織図など)
- ☐ (すでに活動している団体) 最新の決算報告(直近1年間分)
- ☐ (これから活動をする団体) 7年度活動分の予算書

イ. 参加表明書【様式2】

ウ. 企画提案書

企画提案書の作成にあたっては、以下の項目ごとに提案内容をまとめること。

☐ 活動実績【様式3または任意様式】

直近3か年の活動経歴(定期的な活動・大会等の結果、など)

※それぞれの団体で直近3か年の活動実績をまとめている場合は、そちらの資料でも代用可能。(例:総会時の年度の活動報告など)

※本プロポーザルに合わせて団体同士が合同する場合、もしくは複数の指導者が集まって団体を新たに組織する場合はそれぞれの団体もしくはそれぞれの指導者の活動実績を提出すること。

☐ 従事者及び保有資格調査書【様式4】

業務の実施体制、保有資格、連絡先等について記載すること。

→☐ 保有資格を記載の場合はそのコピーを必ず提出すること

☐ 企画提案シート【様式5】

シートに記載されている事項をそれぞれ記入。

エ. ア～ウについて、電子データをCD-Rなどの記憶媒体に格納し提出するとともに、原本を持参又は送付すること。

(4) 企画提案説明作成要領

別紙仕様書の記載内容を十分に理解した上で作成すること。

(5) 提出部数

ア～ウ 正本 1部(代表者押印のもの)

エ CD-R等の記憶媒体 1個

7. 審査方法及び選定について

(1) 審査方法

企画提案書の書類審査のみとし、プレゼンテーション審査は行わない。ただし、団体によっては別途ヒアリング等直接聴取する機会を設ける場合がある。

(2) 審査基準

本件における提案は【別表】の評価による。

(3) 選定方法

- ・【別表】の項目における各選定委員の審査結果から算出する合計得点を審査結果とし、順位の高い提案者を受託候補事業者(認定クラブ)とする。

- ・合計得点が同じ場合は、参加指導者の指導歴・団体の活動歴を比較し、より経験豊富な提案者を受託候補事業者（認定クラブ）とする。
- ・ただし、平均点が5割を下回るときは、応募事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者（認定クラブ）として選定しない。
- ・なお、本業務については、予算の範囲内で複数団体の採択を行う予定。

(4) 選定結果

令和7年9月上旬をめどに文書で通知する。

8. 契約について

- (1) 選定結果の通知後、速やかに受託候補事業者（認定クラブ）と協議を行い、双方合意の後に実施に向けた詳細事項を決定。受託候補事業者（認定クラブ）が登録者を5名以上確保後、契約を締結し、委託料を支払うものとする。
- (2) 登録者の確保がずれ込んだ場合は、その活動の実施方法も含め個別に協議する。
- (3) 契約保証金は免除、保証人は不要とする。

9. 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさないもの。
- (2) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (3) 参加表明書を提出した日から選定委員会において審査が終了するまでの間に、選定委員又は事務局に不正な接触を行ったもの。
- (4) 提出書類に虚偽の記載を行ったもの。

10. その他、注意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出後の書類の追加・変更は認めない。
- (3) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (4) 提出された書類の内容については、後日問い合わせを行う場合がある。
- (5) 本市施策の転換等やむを得ない事由により、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

11. 営利企業の取り扱いについて

文化・スポーツサービスについては、企業が運営しているクラブや教室もあり、地域の中での文化振興や、体力づくり、スポーツ振興の一翼を担っていただいているところ。

本委託業務については、非営利の団体が行う活動の維持・発展、将来的な自立自走に向けた支援を目的とした内容となっており、企業が行う活動を委託対象とするということは本事業の趣旨になじまないため、委託契約の締結や公共施設の利用調整、委託料の支払いは行わないが、企業から本要項・仕様書に沿った必要書類の提出があり、その内容が本業務の趣旨に合致した内容であれば、基準を満たした団体として認定し、その内容の周知等を行う予定。

12. 1つの申請団体で複数クラブを運営している場合

本要項の6（3）提出書類に関して、ウの企画提案書一式については運営クラブ数に応じた書類の提出を求める。1つの団体が運営するクラブ数に上限はないが、委託料の上限は1団体分の金額とする。※設問によって回答が同一である場合は、同じ内容を記入すること。

1 3. すでに受託している、もしくは認定している団体が新たな種目を実施する場合

団体としての活動概要については審査していることから、□【様式2】参加表明書、□【様式4】新たな種目の従事者届及び保有資格調査書（資格のコピーも）、□【様式5】新たな種目の企画提案書を提出すること。ただし委託料の考え方は本要項「1 2. 1つの申請団体で複数クラブを運営している場合」に準じた扱いを行う。

1 4. 国の補助について

本業務は、スポーツ庁及び文化庁の補助金を活用しており、それぞれの活動や決算内容については国に報告する必要があるところ。委託が決まった場合は、報告書の作成や決算に係る証憑書類の提出などについて、別途調整を行う。

1 5. 本件に関する問い合わせ先

〒563-8666 大阪府池田市城南1丁目1番1号

池田市教育委員会 教育部 生涯学習推進室 社会教育課

TEL：072-754-6480 FAX：072-754-1011 E-mail：s-gakusyu@city.ikeda.osaka.jp

評価表

大項目	小項目	得点
実施内容	クラブ活動を通しての学びや成長後の姿を明示している	10
	生徒の習熟度に合わせた活動内容がある	10
	目標を持って参加できる活動となっている	10
指導者	小・中学生への指導経験がある指導者を複数名配置している	8
	各競技団体や業務に関連するライセンスや資格を取得している（もしくは取得見込み）	8
団体の体制	人・活動に係る用具・資金を自ら管理できる体制がある	8
	文化・スポーツ指導者以外にも多様な職種の協力者がいる	3
	指導者を管理・監督できる	8
	委託料のみに頼らない運営を行っている	8
緊急の対応	ケガ・事故などにも対応できる体制づくりを行っている	12
生涯スポーツ	小学校もしくは高校との接続がある	7
実績	池田市での活動実績がある（戦績は問わない）	5
連携	中学校の教員と連携できるつながりがある	3
合計		100